

## 【別表A(5)－2(公益充実資金の明細)】

|                 |                                                                                                                  |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 費用              |                                                                                                                  |
| 特定の事業又は資産取得等の名称 | 1.大口助成等準備資金                                                                                                      |
| 当該活動の内容         | 日本証券業協会が令和7年度に行った「協会WAN(協会員との情報交換)システムリプレイス事業」(事業費340百万円)に対し、186百万円の事業助成を行い、このうち100百万円につき、6年度に積み立てた特定費用準備資金を取崩し。 |
| 計画期間(目的設定～実施)   | 西暦 2025 年 4 月 ～ 2026 年 3 月 月数 ( 11 月)                                                                            |
| 所要額の算定方法        |                                                                                                                  |

|                 |                                                                                                 |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 費用              |                                                                                                 |
| 特定の事業又は資産取得等の名称 | 2.大口助成等準備資金                                                                                     |
| 当該活動の内容         | 日本証券業協会が令和7年度に行った「証券知識普及啓発活動」(事業費450百万円)に対し、256百万円の事業助成を行い、このうち100百万円につき、6年度に積み立てた特定費用準備資金を取崩し。 |
| 計画期間(目的設定～実施)   | 西暦 2025 年 4 月 ～ 2026 年 3 月 月数 ( 11 月)                                                           |
| 所要額の算定方法        |                                                                                                 |

|                 |                                                                                                                             |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 費用              |                                                                                                                             |
| 特定の事業又は資産取得等の名称 | 3.大口助成等準備資金                                                                                                                 |
| 当該活動の内容         | 日本証券業協会が令和11年度に計画している「反社情報照会システムリプレイス事業」(事業費650百万円)に対し、400百万円の事業助成を行うことを想定し、令和7年度～10年度の間、各年度80百万円を積立て(令和11年度に取崩して事業助成金に充当)。 |
| 計画期間(目的設定～実施)   | 西暦 2025 年 4 月 ～ 2030 年 3 月 月数 ( 59 月)                                                                                       |
| 所要額の算定方法        | 年度末限度額は、積立期間(令和7年度～10年度)を通じて、各年度に80百万円を積み立てることを前提に、4年度合計の積立額である320百万円。                                                      |

|                 |                                                                                            |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 費用              |                                                                                            |
| 特定の事業又は資産取得等の名称 | 4.大口助成等準備資金                                                                                |
| 当該活動の内容         | 日本証券業協会が令和8年度に計画している「証券知識普及啓発活動」(事業費450百万円)に対し、300百万円の事業助成を行うこととし、このうち200百万円を公益充実資金として積立て。 |
| 計画期間(目的設定～実施)   | 西暦 2026 年 4 月 ～ 2027 年 3 月 月数 ( 11 月)                                                      |
| 所要額の算定方法        | 年度末限度額は、令和8年度に予定している事業助成金(300百万円)の一部である200百万円。                                             |

|                 |                                                                                                              |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 費用              |                                                                                                              |
| 特定の事業又は資産取得等の名称 | 5.大口助成等準備資金                                                                                                  |
| 当該活動の内容         | 金融先物取引業協会が令和8年度に計画している「取引データ報告等システム整備事業」(令和8年度～13年度の総事業費225百万円)に対し、35百万円の事業助成を行うこととし、このうち30百万円を公益充実資金として積立て。 |
| 計画期間(目的設定～実施)   | 西暦 2026 年 4 月 ～ 2027 年 3 月 月数 ( 11 月)                                                                        |
| 所要額の算定方法        | 年度末限度額は、令和8年度に予定している事業助成金(35百万円)の一部である30百万円。                                                                 |

|                 |                                                                                                                                |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 費用              |                                                                                                                                |
| 特定の事業又は資産取得等の名称 | 6.大口助成等準備資金                                                                                                                    |
| 当該活動の内容         | 日本証券業協会が令和9年度に計画している「証券投資に関する全国調査事業」への事業助成に対する積立ては令和7年2月26日第60回理事会で決議済み。令和6年度に特定費用準備資金として積み立てた10百万円に加えて7年度末に5百万円を公益充実資金として積立て。 |
| 計画期間(目的設定～実施)   | 2025 年 4 月 ～ 2028 年 3 月 月数 ( 35 月)                                                                                             |
| 所要額の算定方法        | 年度末限度額は、積立期間(令和6年度～8年度)を通じての積立額20百万円(令和6年度10百万円、7年度および8年度各5百万円)とすることを第60回理事会で決議済み。                                             |

令和8年3月4日制定

## 公益充実資金取扱規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人資本市場振興財団（以下「この法人」という。）定款第5条第3項（2）に定める特定資産として保有し又は繰り入れた公益充実資金の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この規程において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- （1）公益充実資金 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下、「認定法施行規則」という。）第23条に定める公益充実資金をいう。
- （2）公益充実活動等 認定法施行規則第23条第1項第1号に定める公益充実活動等をいう。

#### (原則)

第3条 この規程による取扱いについては、認定法施行規則に則り行うものとする。

### 第2章 公益充実資金

#### (公益充実資金の保有)

第4条 この法人は、公益充実資金を保有することができる。

#### (公益充実資金の保有に係る理事会承認手続)

第5条 この法人が、公益充実資金を保有しようとするときは、理事長は、公益充実活動等ごとに、当該活動等の名称、内容、計画期間、実施予定時期、積立限度額、その算定根拠、年度毎の積立額を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、これを承認するものとする。

- （1）その資金の目的である公益充実活動等を行うことが見込まれること。
- （2）積立限度額が合理的に算定されていること。

#### (公益充実資金の管理・取崩し等)

第6条 公益充実資金については、財産目録、貸借対照表又はその附属明細書において、他の資金と明確に区分して管理する。

2 公益充実資金は、その資金の目的である支出に充てる場合又は第3項の規定に該当する場合を除くほか、取り崩すことができない。

- 3 正当な理由がないのに当該資金の目的とする公益充実活動等を行わない事実があった場合、その事実があった日における当該公益充実活動等にかかる資金の額を取り崩さなければならない。
- 4 第2項の規定にかかわらず、公益充実資金について、目的外の取崩しを行う場合には、理事長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。
- 5 公益充実資金について、積立計画の中止、積立限度額又は積立期間の変更を行う場合には、理事長はそれらが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。

### 第3章 公表等

#### (公益充実資金の公表)

第7条 この法人は、公益充実資金の次に掲げる事項について、認定法施行規則第23条第1項第2号に基づき、毎事業年度の終了後、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するほか、これを記載した書類を定款第10条の定めるところにより事務所に備置く。

- (1) 当該事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期
- (2) 当該事業年度の末日における積立限度額及びその算定根拠
- (3) 当該事業年度の公益充実資金の取崩額及び積立額
- (4) 当該事業年度の末日における公益充実資金の額
- (5) 前事業年度の末日における公益充実活動等ごとの公益充実資金に関する情報

### 第4章 雑則

#### (法令等の読替え)

第8条 この規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、当該改正等の内容に対応して適宜読み替えるものとする。

#### (改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

#### (細則)

第10条 この規程の実施に必要な細則は、理事長が定めるものとする。

#### 附則

この規程は、令和8年3月4日より施行する。